

令和6年度第2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 会議概要

日時 令和6年11月13日(水)13時30分~15時00分  
場所 県庁北新館5-B会議室

議題

- ・令和5年度滋賀県のいじめの状況について
- ・滋賀県のいじめ対策の取組について



主な意見等

【各委員】

- ・当初は生徒同士でふざけて叩くなど、仲良くやっているつもりであったが、次第に力関係が出てきて、やがて一方的になり、いじめの訴えがあるといったケースもある。仲良しではあるが、ノリで、雰囲気ですってしまう事もある。自分がされて嫌な事を他人にすると、どうなるのかが考えられない。こうしたケースには、その都度対応して、行動を改められるよう働きかけるしかないと感じている。
- ・全国の暴力行為のデータについて、小学校の校内暴力がH18年まで200件程度だったものが、今は7万件と増加していて、これは虐待のカーブと同じ。千人当たりの割合は中学校より小学校の方が高く、中でも低学年が多い。この要因として、担任が一人で対応しなければならない点もある。不登校も小学校で急増している。
- ・いじめのアンケート調査について、子どもにはいじめだけでなく、心の問題全般を聞くほうが良い。大人の場合、ハラスメント対応で問題になるのは、ハラスメントの定義に当てはまらないが、本人が苦しんでいることがある。ハラスメント的なことはあるが、やっている相手に助けてもらっている場合があって言えない場合、本人はハラスメントと認識していない場合もある。子どもの場合も遊んでもらっている等でいじめられているとは言えない場合もあるだろう。友達と遊ぶのが楽しいか、楽しくないか等のアンケートも必要ではないか。
- ・しんどさのサインは、不登校の背景や暴力、学校の中で様々な形で現れる。本日にしんどい子どもがこれまでアンケートやタブレットに書いているかという点必ずしも書いていない。アンケートやAI、先生のまなざし、保護者との連携等、複数のアプローチを組み立てて行う事が大事。
- ・前回の会議資料のまとめを使い、県内私立学校の校長会でいじめの研修を実施した。各校での研修だけでなく、私学一丸とした研修会を行う必要性を感じた。R7年度に私立学校の教育研修集会を行う。いじめについて学ぶ機会を設けたい。
- ・いじめ発見のきっかけについて、先生がこんな比率で発見できている滋賀県はすごいと思う。また、子どもや保護者が訴えることができる環境は、先生の意識が高く、信頼されているからだと思う。軽く見られがちないじめであるが、命にかかわる重大なものである。スクール虐待と呼んでいいのではと思っている。
- ・点検調査結果に、「研修を重ねても、いじめの定義から言ったもの勝ちという認識でネガティブになる教員がいる」とあるが、学校の中には意外といじめの定義をそう捉えがちな職員もいる。SC(スクールカウンセラー)は初期より後になってから対応にあたることが多い。SCにはいじめ、不登校の初期対応から参加させてもらいたい。
- ・いじめの定義について先生が誤解していることがある。この定義になった理由は、今まで見つからなかったいじめについて広く見つけるためである。「いじめっ

て言ったけど勘違いだったね、じゃあ遊びに行こう」となったらカウントしなくていい。研修で先生がネガティブに感じるのであれば、研修内容に問題があるのではないか。

・チャット人権相談を9月より実施。チャット人権相談とライン人権相談があるが、昨年より相当数増加している。人権意識の高まりとともに、県教育委員会で周知していただいたことが要因と考える。

・点検調査の自由記述では、先生が悩まれている記載も見られる。教員だけが抱えすぎない取組がされるといいと思うし、社会福祉士会としても協力したい。

・校内いじめ対応組織の精度を高める方法について、文部科学省の重大事態の対応マニュアルは発生時でなく、平時から各先生が理解しておく必要がある内容が書かれている。改めて、周知の徹底をしてほしい。

・いじめ対応組織の考え方について、常設の組織であるのに、年に3回会議をする組織のように学校では誤解があるのではないか。いじめの背景は多面的に分析することが大事で、校長が一人で行うものではない。チーム学校が必須で、SC・SSW(スクールソーシャルワーカー)を積極的に活用していただきたい。心理や福祉の専門家を入れた校内いじめ対応組織を必ずおくことについて、H29年にSC・SSWは学校の職員と位置付けられた。SC・SSWが減多に配置されない学校や特別支援学校にもしっかりと配置の手当てをしてほしい。

・初任者の教員には支援が必要。SC・SSWや他の教員がしっかり付くといった支援が大事。そのためには正規の教員を増やすことや非常勤の教員に一定の力をつけてもらうことも必要で、何より子どもを大事に思う学校作りを行うことが大事。

#### 【副知事】

・いじめ認知件数の増加は、教職員の感度向上の結果であり、把握できているという意味で必ずしも悪いことではないと考える。一方、アンケートの自由記述で教員の悩みを感じる。一人で抱え込まない体制作りが大事で、SC・SSWに日頃から、当たり前で相談、情報共有できる体制づくりを行うことが必要である。

#### 【知事まとめ】

オーストラリアで子どものSNSを禁止する法案の動きがあり注視している。滋賀県で子どもに投げかけたらどんな意見が出るだろうかと考えている。本日の議論を5つにまとめる。

①いじめは人権問題である。未然防止、早期発見・対応、事案の対処、チームで必ず対応する。法律で明記されたこのことを、改めて確認したい。

②暴力の多さ、増加が気になる。暴力の背景・原因を丁寧にひも解いて、滋賀県として重点的に取り組んでいきたい。自分が中学生のとき、先生と一緒に取り組んだ経験があり、取組が先生の気付きにつながったり、PTAの活動になったりと学校全体が良くなった。問題が起こらないようにすることは大事であるが、問題が起こったときは良くするチャンスとも思う。

③学校におけるいじめ対応の点検調査をした。この結果をさらに読み解いて、更なる対応をしたい。例えば「研修ができていない」、「設置者に相談していない」、「専門家を活用していない」や自由記述について。また市町小・中学校ではどうなっているか、すぐには難しいだろうが市町に議論を投げかけたい。

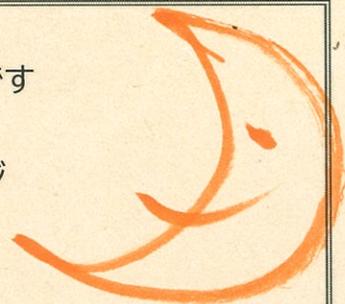
④いじめ発見について、早くその後の対応につなげるために、感度・意識・認識・

組織の体制を強化したい。また、専門家が初期対応に関わっていないと意見があったが、できる限り初期対応から関わってもらい組織づくりを模索したい。

- ⑤対応については被害者もちろん大事だが加害者も大事。そして保護者も大事。まず学校で対応すると思うが、福祉や行政全体で対応を行うことが大事と思う。

11月は滋賀県子ども・若者育成支援推進 強調月間です

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会からのメッセージ



いま、何だかしんどいな、つらい、苦しい。と思っているあなたへ

家族や友だち、担任の先生など、信頼できる人に、どうかあなたの気持ちを伝えてください。保健室の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもいます。面と向かって話しづらいときは、SNS や電話でも相談できます。秘密は守ります。あなたの味方になってくれる人は必ずいます。

わたしたちには、子どもたちみんなが安心して、健やかに成長できるようにしていく責任があります。あなたの話を真剣に受け止め、あなたへのいじめを止めるために、あなたが安心して過ごせるために、どうしたらいいか、一緒に考えさせてください。

あなたは決して一人ではありません。あなたからの相談を待っています。話してみると少し気持ちが楽になるかもしれません。

保護者のみなさんへ

「眠れない」「食欲がない」「言葉遣いが乱暴になった」など、子どもの様子がおかしいなど感じたら、子どもが安心して話せる状況で、ゆっくり子どもの声に耳を傾けてみてください。

子どもにどんな声をかけたらいいかわからない。子どもの話を受け止めるのが辛い。そんなとき、保護者だけで抱える必要はありません。対応が難しいと感じたら、学校や教育委員会、外部の窓口に相談することもできます。

家庭と学校で共に子どもを守っていきましょう。

学校の先生へ

いつも子どもたちのことを思って、日々ご尽力いただきありがとうございます。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起きる可能性があります。子どもが発するサインに早期に気づき、深刻な状況に至らないようにすることが大切です。

いじめは人権侵害です。学校全体で組織として対応しなければなりません。決して一人で抱え込まないでください。

すべての子どもが安心して学校生活をおくれるように、子どもの声を大切にし、どうしたらいいか、一緒に考えましょう。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会会長  
滋 賀 県 知 事

三日月大造

## いじめについての相談ができる人・窓口

○学校(担任の先生、保健室の先生、教頭先生、校長先生など)

学校の外で起きたいじめについても、まずは学校に相談してください。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

学校にいるところや福祉の専門家です。いつも学校にいる場合と、決まった日に学校に来る場合があるので、学校にいる日を確認して、相談の予約をしてください。

○24時間子供SOSダイヤル(24時間365日)

☎0120-0-78310(通話料無料)

専門の相談員に電話で相談できます。学校の名前や自分の名前を言わなくてもかまいません。

※朝9時～夜9時までは、こころん дайやるに電話がつながります。

○こころん дайやる(毎日朝9時～夜9時 ※12/29～1/3は休み)

☎077-524-2030(通話料がかかります)

子ども本人や保護者の悩みについて、専門の相談員に電話、対面で相談ができます(対面相談は事前の予約が必要です。)。学校の名前や自分の名前を言わなくてもかまいません。

○こころのサポートしがLINE相談(毎日夕方4時から夜10時)



ひだり にじげん  
左の二次元コードから  
ともだちどうろく そうだん  
友達登録すると相談ができます。

LINEで心理カウンセラーなど専門の相談員に相談できます。学校の名前や自分の名前を言わなくてもかまいません。

○こどもの人権SOSチャット(月～金曜日朝8時30分から夕方5時15分)



ひだり にじげん  
左の二次元コードからチャットにアクセスできます。  
[https://kodomochat.jinken.go.jp/  
browser\\_chat/jinken/users/sign\\_in](https://kodomochat.jinken.go.jp/browser_chat/jinken/users/sign_in)

インターネットのブラウザからチャットで相談できます。国の機関の職員(法務局の職員)や、こどもの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じます。「まわりでこんなことで困っている子がいるよ」といった相談でも大丈夫です。

# 令和6年度第2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会

## 次 第

日時:令和6年11月13日(水)

13時30分～15時

場所:滋賀県庁北新館5-B会議室

### 開 会

#### 1 会長(知事)あいさつ

#### 2 議題

(1)令和5年度滋賀県のいじめの状況について

(2)滋賀県のいじめ対策の取組について

### 閉 会

#### ○配布資料

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会名簿、配席図

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例…………… P 1

資料1 令和5年度の滋賀県のいじめの状況(公立・私立)…………… P 3

資料2 学校におけるいじめ対応の点検調査の結果について…………… P 11

資料3-1 第1回協議会における委員の意見へ対応…………… P 22

資料3-2 県立学校および私立学校等いじめ問題に係る研修会 開催結果…………… P 24

資料3-3 ICTを活用したいじめ対応に関する取組事例…………… P 25

資料4 滋賀県子ども・若者育成支援推進調月間

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会からのメッセージ…………… P 27

参考資料1 滋賀県いじめ防止基本方針(概要)…………… P 29

参考資料2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要…………… P 30

参考資料3 令和6年度「滋賀県子ども・若者育成支援推進調月間」実施要綱…………… P 31

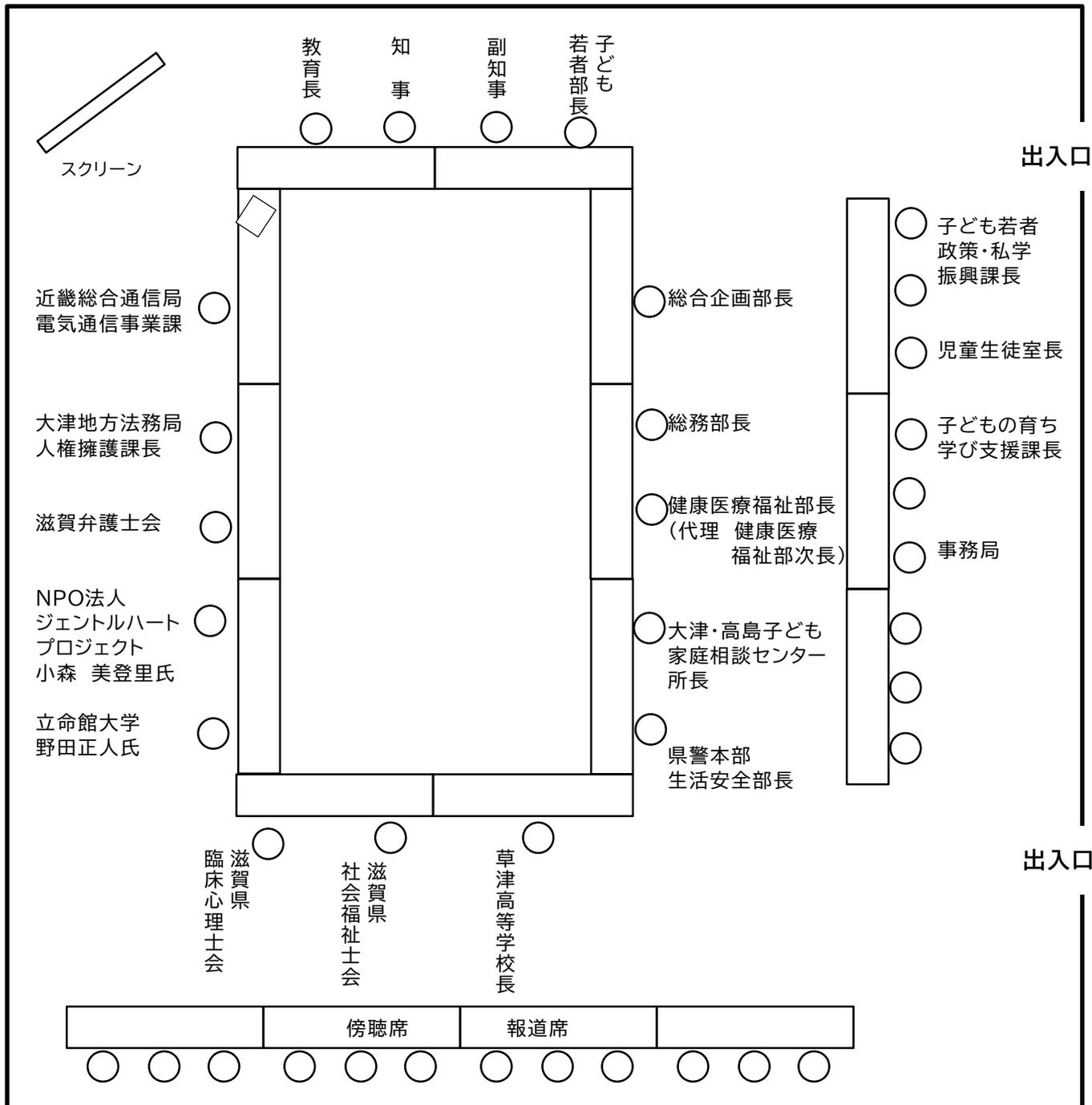
## 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会名簿(令和6年度)

(敬称略) 読み方

会 長	知事		三日月 大造	みかづき たいぞう
	副知事		岸本 織江	きしもと おりえ
	総合企画部長		松田 千春	まつだ ちはる
	総務部長		岡田 英基	おかだ ひでき
	健康医療福祉部長		山田 忠利	やまだ ただとし
	子ども若者部長		村井 泰彦	むらい やすひこ
県教育委員会	教育長		福永 忠克	ふくなが ただかつ
県警察本部	生活安全部長		田中 敏雄	たなか としお
児童相談所	大津・高島子ども家庭相談センター	所長	秋野 滋彦	あきの しげひこ
県立学校	草津高等学校	校長	北川 公洋	きたがわ こうよう
私立学校	滋賀県私立中学高等学校連合会	会長	近藤 芳治	こんどう よしはる
関係行政機関	大津地方法務局 人権擁護課	課長	榎本 知也	えのもと ともや
	近畿総合通信局 電気通信事業課	課長	赤崎 正浩	あかさき まさひろ
関係団体	滋賀弁護士会	弁護士	関口 速人	せきぐち はやと
	滋賀県医師会	副会長	木村 隆	きむら たかし
	滋賀県臨床心理士会	理事	田中 泉	たなか いずみ
	滋賀県社会福祉士会	会長	山内 克仁	やまうち かつひと
学識経験者	立命館大学	教授	野田 正人	のだ まさと
	NPO法人ジェントルハートプロジェクト	理事	小森 美登里	こもり みどり

座席表

県庁北新館5B会議室



滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の開催実績

時 期	滋賀県いじめ問題対策連絡協議会開催実績
平成 26 年5月 平成 27 年2月	○平成 26 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（5 月 29 日） ・平成 26 年度の取組に係る情報共有と取組の連携に向けた意見交換 ○平成 26 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（2 月 16 日） ・滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について ・平成 25 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より)
平成 27 年6月 平成 27 年 11 月	○平成 27 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（6 月1日） ・県PTA連合会の取組紹介(PTAによるいじめ防止活動等) ・滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について ○平成 27 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（11 月 26 日） ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組紹介(調査委員会活動) ・平成 26 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より)
平成 28 年6月 平成 29 年1月	○平成 28 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（6 月 28 日） ・近畿総合通信局の取組紹介(ネット適正利用等) ・滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について ○平成 28 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（1 月 16 日） ・平成 27 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・LINE株式会社の取組紹介(SNS等)
平成 29 年8月 平成 30 年1月	○平成 29 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（8 月 4 日） ・打出中学校(生徒会活動等)、日野高校の取組紹介(生徒相談等) ・滋賀県いじめ防止基本方針の改定について ○平成 29 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（1 月 19 日） ・大津市の取組紹介(SNS相談等) ・滋賀県いじめ防止基本方針の改定について ・平成 28 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より)
平成 30 年 11 月	○平成 30 年度いじめ問題対策連絡協議会（11 月 2 日） ・平成 29 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・SSWの取組紹介(関係機関の連携等)
令和元年 11 月	○平成 31 年度いじめ問題対策連絡協議会（11 月 5 日） ・平成 30 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・いじめ問題等における法的対応について ～リスク管理の観点から考えるソーシャルワークとリーガルワーク～
令和2年 11 月	○令和2年度いじめ問題対策連絡協議会（11月2日） ・平成 31 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・コロナ禍での学校の状況について
令和3年 11 月	○令和3年度いじめ問題対策連絡協議会（11月2日） ・令和2年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・インターネット(SNS等)によるいじめの防止について
令和4年 11 月	○令和4年度いじめ問題対策連絡協議会（11月4日） ・令和3年度滋賀県のいじめの状況について ・「子ども基本法」や「生徒指導提要」改定を踏まえた「いじめ防止対策」について
令和5年 11 月	○令和5年度いじめ問題対策連絡協議会（11月15日） ・令和4年度滋賀県のいじめの状況について ・「いじめ防止対策推進法施行10年」について
令和6年8月	○令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会(8月9日) ・滋賀県のすべての子ども達のための、いじめ対策の課題と取組について

## 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例(平成 26 年滋賀県条例 16 号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 14 条第1項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者(第4号から第 11 号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者)をもって構成する。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (3) 教育長
- (4) 警察本部の職員
- (5) 県立学校の校長
- (6) 子ども家庭相談センターの長
- (7) 県の職員(前各号に掲げる者を除く。)
- (8) 関係行政機関の長またはその指名する職員
- (9) 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の校長
- (10)いじめの防止等に関する団体の代表者またはその指名する者
- (11)学識経験を有する者

2 協議会の構成員の定数は、20 人以内とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、知事をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、協議会の構成員のうちから、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき協議会の構成員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する協議会の構成員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する協議会の構成員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

付 則

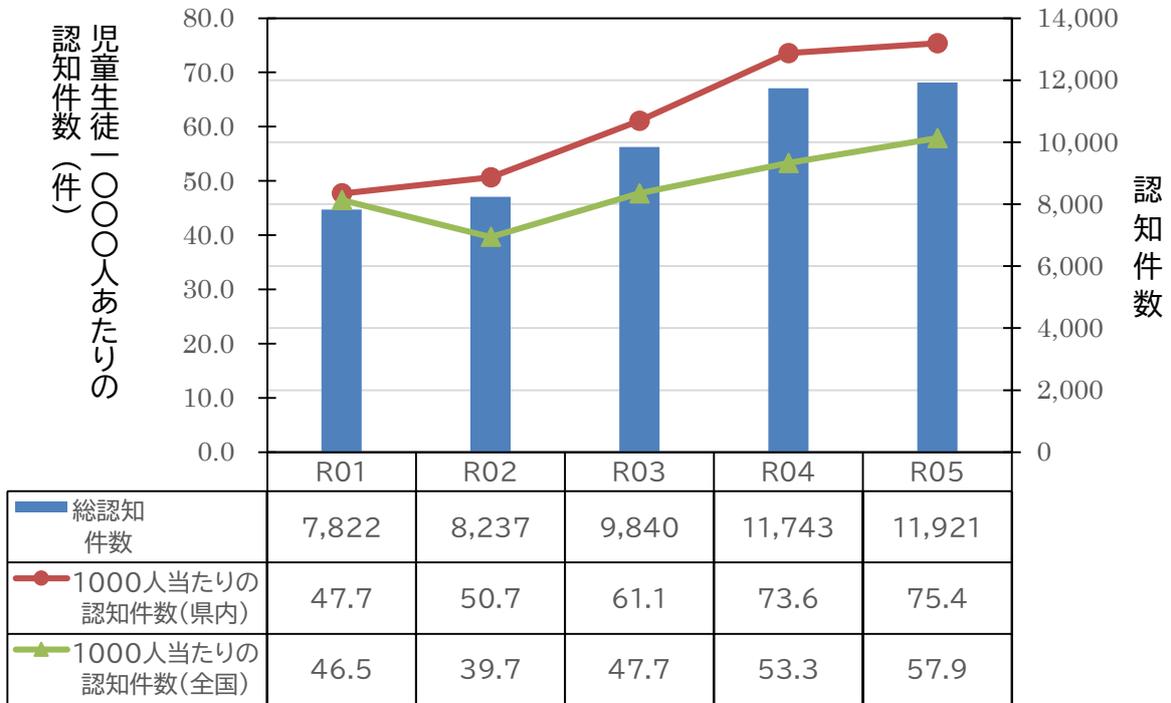
(平成 28 年条例第 21 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

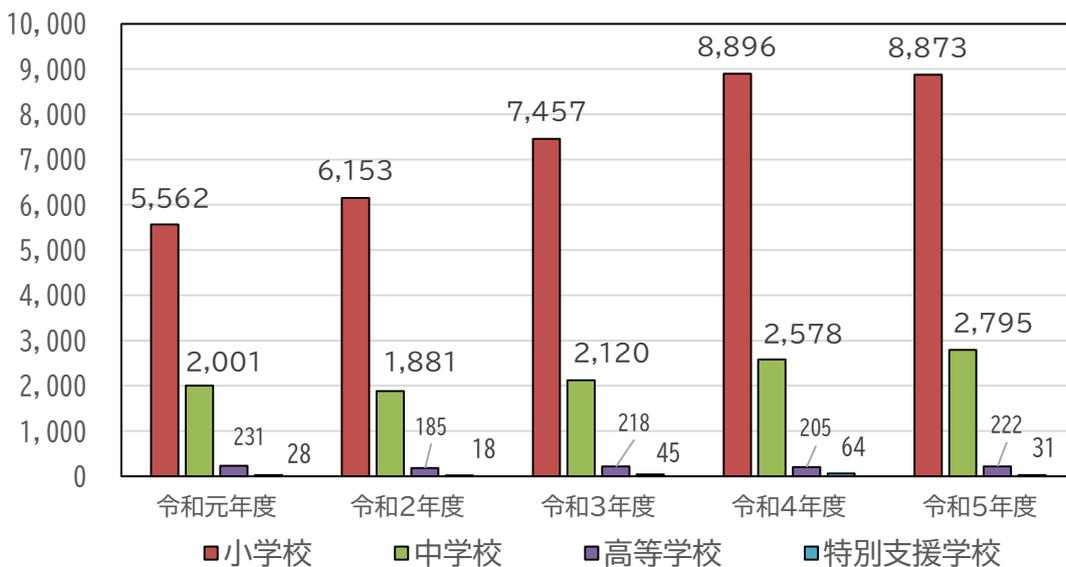
# ○滋賀県におけるいじめの状況(公立+私立)

## (1)いじめの総認知件数 **表(1)**

小・中・高等学校ならびに特別支援学校のいじめの総認知件数 **11,921件**  
 【令和4年度より 178件増加】  
 児童生徒1,000人あたりの認知件数 **75.4件**  
 【令和4年度より 1.8件増加】



## (2)学校種別ごとのいじめの認知件数 **表(2)**



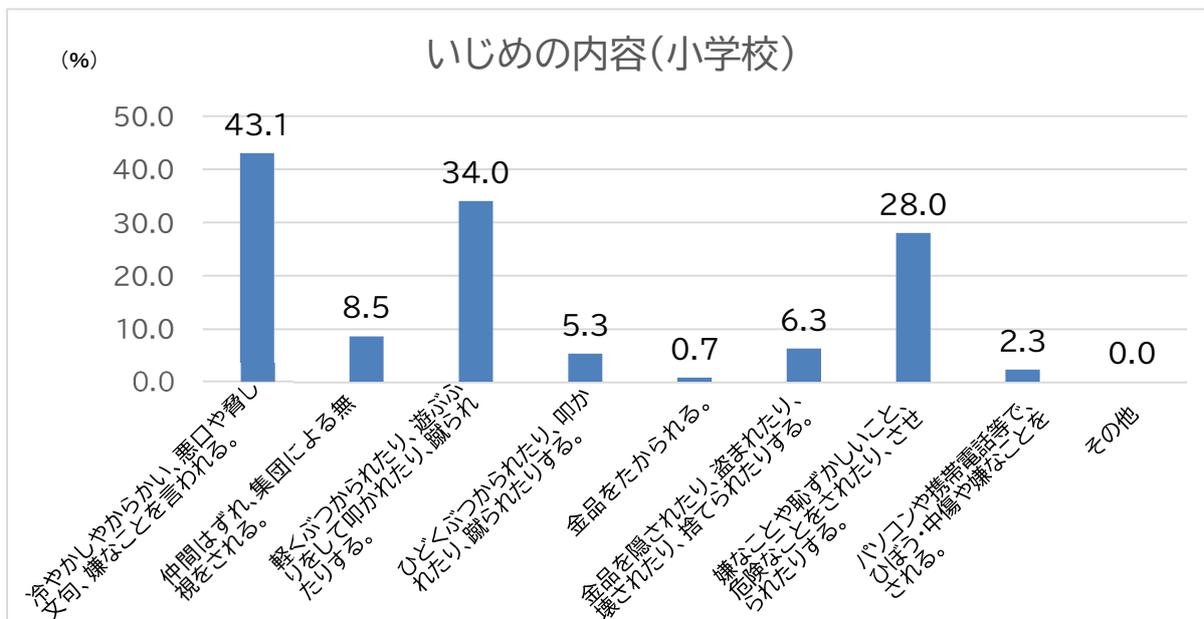
- ・小学校 認知件数 **8,873件**【令和4年度より 23件減少 ↓】
- ・中学校 認知件数 **2,795件**【令和4年度より 217件増加 ↑】
- ・高等学校 認知件数 **222件**【令和4年度より 17件増加 ↑】
- ・特別支援学校 認知件数 **31件**【令和4年度より 33件減少 ↓】

### (3)いじめの認知学校数 表(2)

- ・小学校認知校数 217校/220校 【令和4年度より 1校減少↓】
- ・中学校認知校数 103校/105校 【令和4年度より 2校増加↑】
- ・高等学校認知校 55校/ 65校 【令和4年度より 6校増加↑】
- ・特別支援学校認知校数 9校/ 16校 【令和4年度より 1校増加↑】

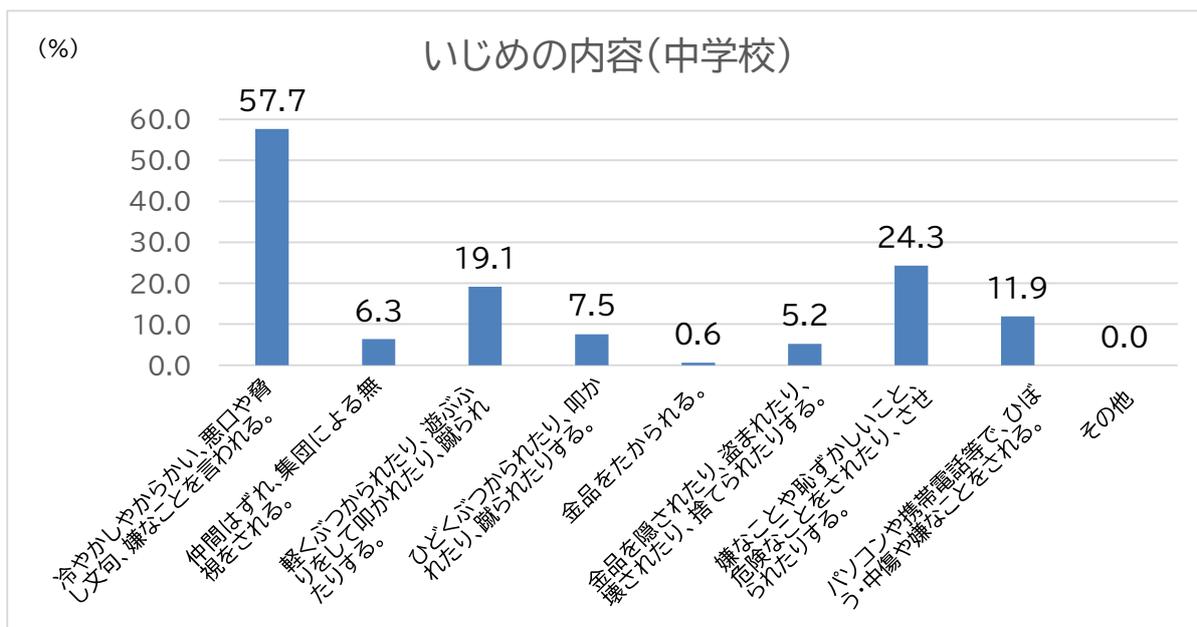
### (4)いじめの内容(態様) 令和5年度 表(3)

【小学校における内容】



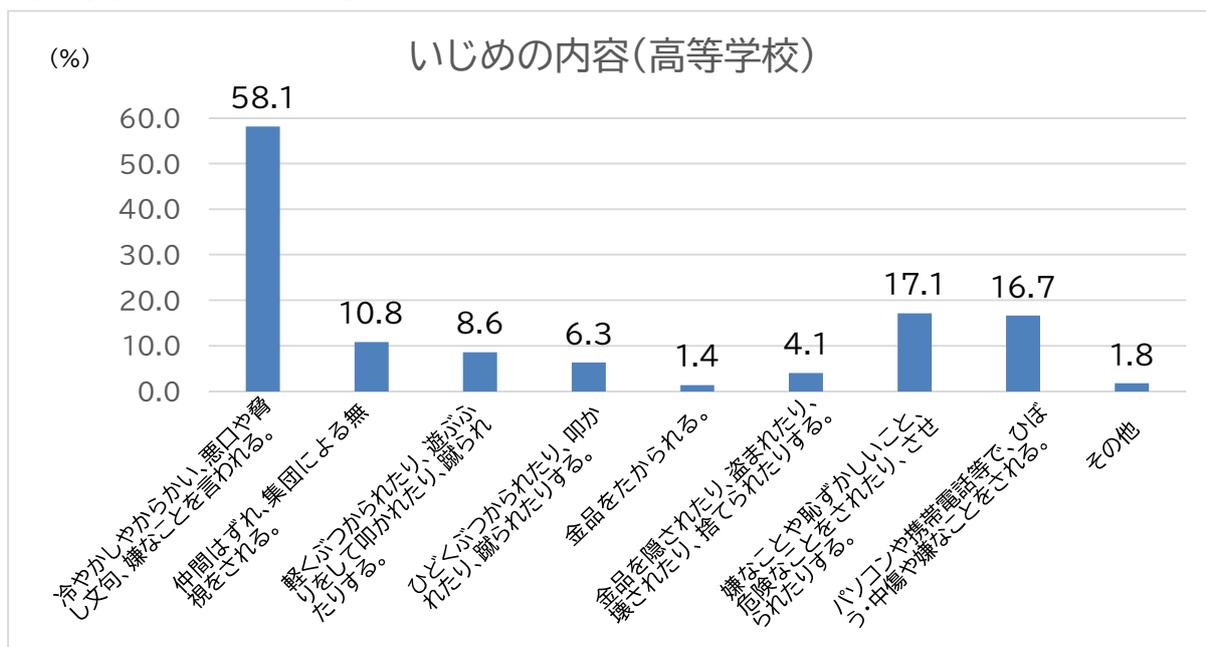
- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 43.1%
- ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 34.0%
- ③嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 28.0%

【中学校における内容】



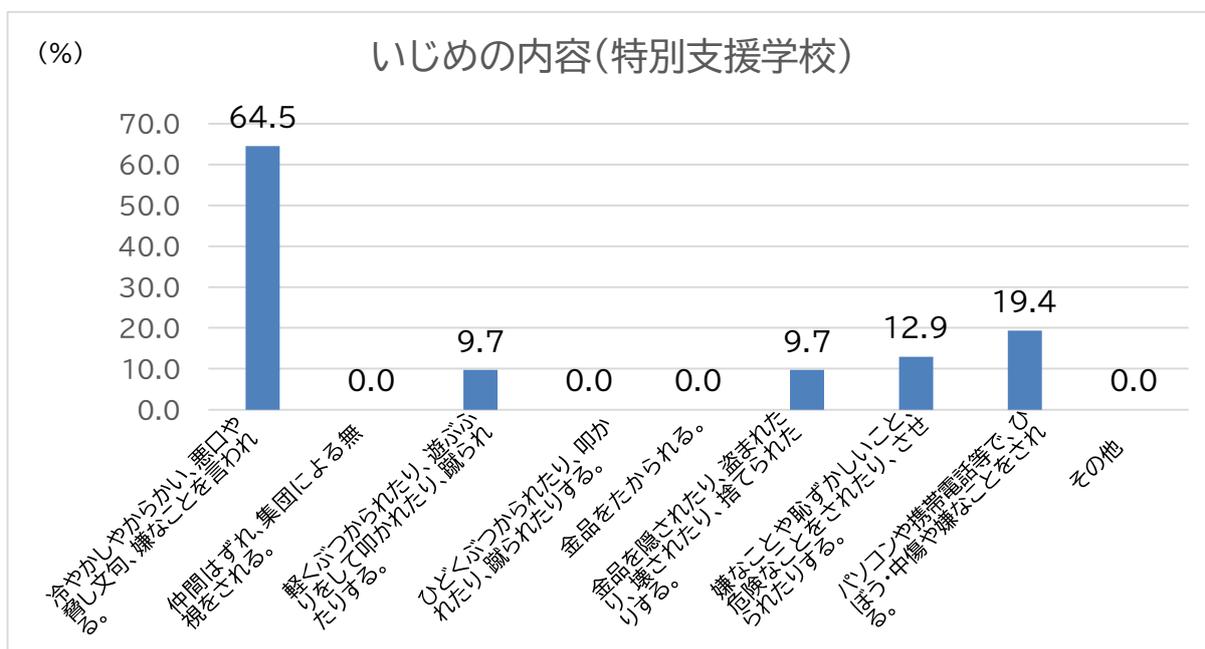
- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 57.7%
- ②嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 24.3%
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 19.1%

【高等学校における内容】



- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる **58.1%**
- ②嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする **17.1%**
- ③パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる **16.7%**

【特別支援学校における内容】



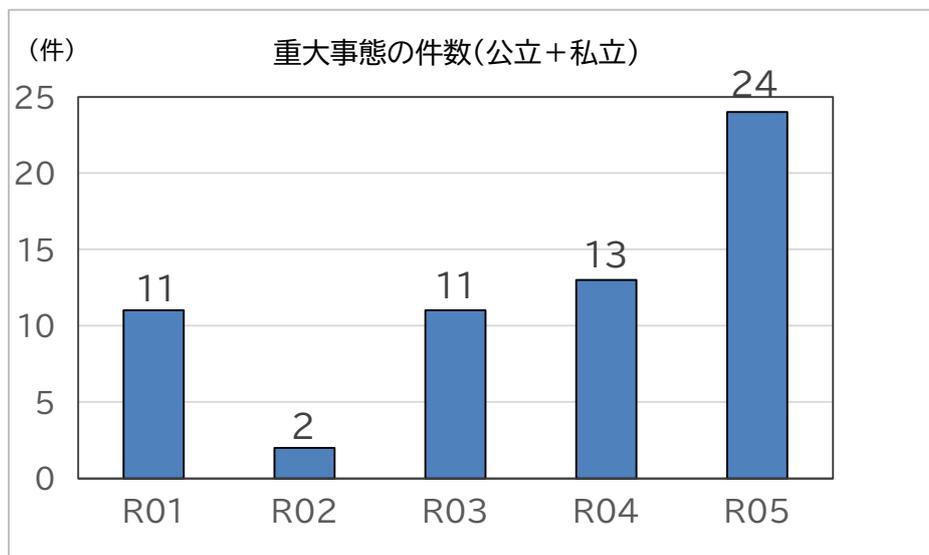
- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる **64.5%**
- ②パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる **19.4%**
- ③嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする **12.9%**

### (5)いじめの重大事態件数の推移

小・中・高等学校ならびに特別支援学校のいじめの重大事態件数 **24件**

【令和4年度より 11件増加】

児童生徒1,000人あたりの重大事態件数 **0.16件**



# ○滋賀県におけるいじめの状況(公立+私立)

## (1)いじめの総認知件数

表(1)

滋賀県	合計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成28年度	4,884	3,444	1,261	154	25
平成29年度	5,655	4,126	1,341	163	25
平成30年度	6,868	4,966	1,763	125	14
令和元年度	7,822	5,562	2,001	231	28
令和2年度	8,237	6,153	1,881	185	18
令和3年度	9,840	7,457	2,120	218	45
令和4年度	11,743	8,896	2,578	205	64
令和5年度	11,921	8,873	2,795	222	31

※平成25年度から高等学校の通信制課程も含む。

## (2)学校種別ごとのいじめの認知校数・認知件数

表(2)

		滋賀県				全国			
		認知校数 (校)	認知学校 数の割合 (%)	認知件数 (件)	児童生徒 1000人 あたりの 認知件数	認知校数 (校)	認知学校 数の割合 (%)	認知件数 (件)	児童生徒 1000人 あたりの 認知件数
小学校	平成28年度	206	91.2	3444	42.1	14,333	70.5	237,921	36.5
	平成29年度	204	91.5	4126	50.6	15,791	78.4	317,121	49.1
	平成30年度	212	95.5	4966	60.7	17,145	85.8	425,844	66.0
	令和元年度	215	97.3	5562	68.9	17,485	88.2	484,545	75.8
	令和2年度	216	97.7	6,153	76.2	16,971	86.4	420,897	66.5
	令和3年度	216	97.7	7,457	93.3	17,163	88.1	500,562	79.9
	令和4年度	218	98.6	8,896	112.5	17,420	90.1	551,944	89.1
	令和5年度	217	98.6	8,873	114.1	17,476	91.1	588,930	96.5
中学校	平成28年度	98	91.6	1261	29.7	8,014	76.5	71,309	20.8
	平成29年度	96	90.6	1341	32.1	8,407	80.6	80,424	24.0
	平成30年度	101	95.3	1763	43.3	8,862	85.2	97,704	29.8
	令和元年度	106	99.1	2001	49.4	8,945	86.3	106,524	32.8
	令和2年度	100	95.2	1881	46.4	8,485	82.2	80,877	24.9
	令和3年度	102	97.1	2,120	51.7	8,557	83.2	97,937	30.0
	令和4年度	101	96.2	2,578	63.1	8,723	85.1	111,404	34.3
	令和5年度	103	98.1	2,795	68.6	8,821	86.4	122,703	38.1
高等学校	平成28年度	49	69.0	154	3.7	3,003	52.7	12,874	3.7
	平成29年度	52	80.0	163	4.0	3,215	56.6	14,789	4.3
	平成30年度	51	78.5	125	3.1	3,556	62.7	17,709	5.2
	令和元年度	58	89.2	231	5.8	3,632	64.1	18,352	5.4
	令和2年度	51	78.5	185	4.7	3,080	54.7	13,126	4.0
	令和3年度	52	80.0	218	5.8	2,995	53.1	14,157	4.4
	令和4年度	49	75.4	205	5.5	3,207	57.2	15,568	4.9
	令和5年度	55	84.6	222	6.0	3,411	61.1	17,611	5.5
特別支援学校	平成28年度	9	60.0	25	11.2	349	31.1	1,704	12.4
	平成29年度	5	33.3	25	11.2	409	36.1	2,044	14.5
	平成30年度	11	73.3	14	6.4	486	42.7	2,676	19.0
	令和元年度	11	73.3	28	12.9	521	45.5	3,075	21.7
	令和2年度	6	37.5	18	8.4	465	40.2	2,263	15.9
	令和3年度	10	62.5	45	20.6	495	42.7	2,695	18.4
	令和4年度	8	50.0	64	27.9	492	42.1	3,032	20.7
	令和5年度	9	56.3	31	13.1	505	42.9	3,324	22.3

## (3)いじめの内容(態様)

表(3)

※各内容は複数回答が可能であり、「構成比」はいじめの総認知件数のうち、その内容が選択された割合である。

小学校	滋賀県				全 国			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	3,721	41.8	3,820	43.1	311,405	56.4	340,292	57.8
仲間はずれ、集団による無視をされる。	668	7.5	758	8.5	67,196	12.2	72,335	12.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	3,183	35.8	3,020	34.0	141,703	25.7	144,428	24.5
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	521	5.9	470	5.3	37,370	6.8	39,248	6.7
金品をたかられる。	75	0.8	65	0.7	4,880	0.9	5,677	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	614	6.9	556	6.3	30,543	5.5	31,626	5.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,367	26.6	2,488	28.0	57,057	10.3	63,343	10.8
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	183	2.1	200	2.3	9,690	1.8	10,356	1.8
その他	0	0.0	0	0.0	25,351	4.6	23,900	4.1
計	11,332	***	11,377	***	685,195	***	731,205	***

中学校	滋賀県				全 国			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1,429	55.4	1,612	57.7	69,053	62.0	78,029	63.6
仲間はずれ、集団による無視をされる。	189	7.3	177	6.3	10,027	9.0	11,152	9.1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	516	20.0	534	19.1	15,913	14.3	17,159	14.0
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	186	7.2	211	7.5	6,181	5.5	6,866	5.6
金品をたかられる。	26	1.0	16	0.6	986	0.9	1,200	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	143	5.5	145	5.2	5,524	5.0	5,986	4.9
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	571	22.1	679	24.3	9,439	8.5	11,508	9.4
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	329	12.8	332	11.9	11,404	10.2	11,327	9.2
その他	0	0.0	0	0.0	3,931	3.5	3,614	2.9
計	3,389	***	3,706	***	132,458	***	146,841	***

高等学校	滋賀県				全 国			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	112	54.6	129	58.1	9,241	59.4	10,489	59.6
仲間はずれ、集団による無視をされる。	22	10.7	24	10.8	2,478	15.9	2,683	15.2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	21	10.2	19	8.6	1,305	8.4	1,438	8.2
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	10	4.9	14	6.3	467	3.0	652	3.7
金品をたかられる。	9	4.4	3	1.4	331	2.1	433	2.5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	16	7.8	9	4.1	675	4.3	769	4.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	52	25.4	38	17.1	1,082	7.0	1,409	8.0
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	42	20.5	37	16.7	2,564	16.5	2,724	15.5
その他	1	0.5	4	1.8	1,175	7.5	1,333	7.6
計	285	***	277	***	19,318	***	21,930	***

特別支援学校	滋賀県				全 国			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	38	59.4	20	64.5	1,413	46.6	1,543	46.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1	1.6	0	0.0	197	6.5	192	5.8
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	10	15.6	3	9.7	712	23.5	712	21.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	4	6.3	0	0.0	163	5.4	289	8.7
金品をたかられる。	0	0.0	0	0.0	34	1.1	39	1.2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0	0.0	3	9.7	106	3.5	140	4.2
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	17	26.6	4	12.9	400	13.2	447	13.4
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	2	3.1	6	19.4	262	8.6	271	8.2
その他	0	0.0	0	0.0	265	8.7	376	11.3
計	72	***	36	***	3,552	***	4,009	***

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査参考資料

1 暴力行為について(滋賀県 公立+私立合計)

形態別 発生件数	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	計
小学校	164	525	1	106	796
中学校	167	378	8	112	665
高等学校	7	34	2	9	52
合計	338	937	11	227	1,513

2 いじめについて

(1)いじめ発見のきっかけ(公立+私立合計)

		滋賀県		全国	
		件数	構成比	件数	構成比
学校の教職員等 が発見	教職員等が発見	2,681	22.4%	89,441	12.2%
	アンケート調査等学校の取組によ り発見	733	6.1%	368,460	50.3%
学校の教職員以 外からの情報に より発見	本人からの訴え	4,325	36.3%	142,227	19.4%
	本人の保護者からの訴え	2,757	23.1%	93,579	12.8%
	その他	1,425	12.0%	38,861	5.3%

(2)いじめの現在の状況(公立+私立合計)

	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中				その他	
	件数(件)	認知件数に 対する割合	いじめを認 知してから 3か月以上 経過してい るものの件 数	認知件数に 対する割合	いじめを認 知してから 3か月以上 経過してい ないものの 件数	認知件数に 対する割合	件数(件)	認知件数に 対する割合
滋賀県	9,049	75.9%	534	4.5%	2,337	19.6%	1	0.0%
全国	567,710	77.5%	54,851	7.5%	108,820	14.9%	1,187	0.2%

(3)警察に相談・通報した件数(公立+私立合計)

	いじめの認知件数のうち、 警察に相談・通報した件数	認知件数に対する比率
滋賀県	120	1.0
全国	2,573	0.4

### 3 いじめ防止対策推進法に関して

(1)いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数・割合

	策定済	検討中	策定しない
滋賀県(市町)	19(100%)	0(0%)	0(0%)
全国(市町村)	1,718(98.3%)	20(1.1%)	1(0.1%)

(2)いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数・割合

	条例による設置	条例ではないが 法を踏まえた 会議体	検討中	設置しない
滋賀県	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
全国(都道府県)	28(59.6%)	19(40.4%)	0(0%)	0(0%)
滋賀県(市町)	14(73.7%)	3(15.8%)	2(10.5%)	0(0%)
全国(市町村)	1,034(59.2%)	486(27.8%)	192(11.0%)	67(2.1%)

(3)いじめ防止対策推進法に基づき、条例により、「重大事態」の調査または再調査を行うための機関を設置した自治体数(教育委員会または地方公共団体の附属機関)

①教育委員会の附属機関を設置した自治体数・割合

	設置済	検討中	設置するか どうかを検討中	設置しない
滋賀県	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
全国(都道府県)	39(83.0%)	1(2.1%)	0(0%)	7(14.9%)
滋賀県(市町)	17(89.5%)	2(10.5%)	0(0%)	0(0%)
全国(市町村)	1,360(77.8%)	203(11.6%)	118(6.8%)	67(3.8%)

②首長部局の附属機関を設置した自治体数・割合

	設置済	検討中	設置するか どうかを検討中	設置しない
滋賀県	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
全国(都道府県)	43(91.5%)	1(2.1%)	3(6.4%)	0(0%)
滋賀県(市町)	13(68.4%)	4(21.1%)	2(10.5%)	0(0%)
全国(市町村)	1,192(68.2%)	253(14.5%)	192(11.0%)	111(6.4%)

# 県立学校・私立学校 学校におけるいじめ対応の点検調査の結果について

調査対象 : 県立学校、県内私立学校  
 調査期間 : 令和6年10月9日～24日

## 1 教職員・児童生徒等への基本的事項の確認

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
① 毎年度、職員会議や校内研修で、 <b>全職員を対象にいじめ防止対策推進法第2条の「いじめの定義」を確認している</b>	59	8	15	4	88.1%	11.9%	78.9%	21.1%

### していない理由

印刷物として見ることができる状態にあるが、全職員に確認はしていない。／いじめ対策委員会で確認しているが、全職員に確認できていない年度もある。／第2条の「いじめの定義」と同様の内容は確認しているが、第2条として確認していなかったため、今後は取り上げて確認をしていく。／いじめ事案が発生した時に確認している。2年ほど前に確認をしたきりである。来年度からは年度初めに新体制で確認しようと考えている。法律が改正されていない以上、周知されていることを前提としているため。／毎年度は時間が確保できていないため／毎年ではない。／全日制とは異なり生徒同士の長期的なつながり、接触がないためいじめ事案が開校以来ない。そのため、毎年度は実施していない

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
② 毎年度、職員会議や校内研修で、 <b>全職員を対象にいじめ防止対策推進法第28条の「いじめ重大事態」とは何か、確認している</b>	57	10	16	3	85.1%	14.9%	84.2%	15.8%

### していない理由

印刷物として見ることができる状態にあるが、全職員に確認はしていない。／時間が確保できていないため／全体の内容については簡潔に説明するが、重大事態に焦点をあてて確認までは出来ていない。／いじめの定義と学校いじめ防止基本方針のみ確認している／いじめ対策委員会で確認しているが、全職員に確認できていない年度もある。／ここ数年いじめ重大事態が発生していないため。前述同じで来年度からは重大事態の有無に関わらず全職員で確認をする必要はある。／本校のいじめ防止基本方針に「重大事態」に関する記載がないため、確認ができていなかった。今年度末の見直しの際に検討を進める／法律が改正されていない以上、周知されていることを前提としているため。／事の大小に関わらず、全て報告することを義務づけているため。／全日制とは異なり生徒同士の長期的なつながり、接触がないためいじめ事案が開校以来ない。そのため、毎年度は実施していない

1 教職員・児童生徒等への基本的事項の確認(続き)

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
③ 毎年度、職員会議や校内研修で、 <b>全職員を対象に「学校いじめ防止基本方針」の確認</b> をしている	62	5	15	4	92.5%	7.5%	78.9%	21.1%

していない理由

印刷物として見ることができる状態にあるが、全職員に確認はしていない。／最初はあるが毎年度の確認はできていないため／法律が改正されていない以上、周知されていることを前提としているため。／いじめ対策委員会で確認しているが、全職員に確認できていない年度もある。／転勤当初から毎年していなかったため。事案が発生した都度確認はしていた。来年度からは確認をする。／毎年ではない。／全日制とは異なり生徒同士の長期的なつながり、接触がないためいじめ事案が開校以来ない。そのため、毎年度は実施していない。

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
④ <b>学校いじめ防止基本方針</b> について、年度の開始時に <b>児童生徒、保護者に説明</b> をしている	67	0	15	4	100.0%	0.0%	78.9%	21.1%

児童生徒・保護者への周知方法(「している」学校)

HP掲載 : (県立)62校/62校 (私立)11校/18校  
 冊子・通信など紙での配布 : (県立) 3校/62校 (私立) 1校/18校  
 集会での口頭説明 : (県立)15校/62校 (私立) 2校/18校

していない理由

生徒に対しては学校のいじめに対する方針を示している。／全寮制で遠隔地から来ている生徒が多いため、実施しにくい。／遠隔地の家庭が多く、実施しにくい。／毎年実施をしていますが、本年度は生徒・保護者に対して電子媒体(クラッシー)で送信できていませんでした。担当者への引き継ぎ、確認ができていませんでした。

## 1 教職員・児童生徒等への基本的事項の確認(続き)

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
⑤ 年間計画に、いじめに関する研修を入れている	56	11	16	3	83.6%	16.4%	84.2%	15.8%

### していない理由

職員会議の折に、不定期ではあるが研修を行なっている。／「いじめ防止等の取り組みについて全職員への連絡」という項目で入れている。／  
 人権・教育相談関係の研修が主であったため。また「いじめ対策委員会」や本校定時制で毎月1回実施されている「生徒情報交換会」の中で実際の生徒の状況報告・指導・配慮事項等を検討しているため、研修の代替と考えられていたから／必要に応じ、職員会議を利用している。／  
 前述のように事案が起こってから対応しているため研修入れていない。来年度からは研修を行いたい。／  
 必要に応じて実施するが、年間計画には入れていない。／年間計画に組み込んでいないので、次年度からは組み込むようにする。／  
 年間計画には記していないが、必要に応じて実施をしている。／例年、不定期での開催をしているため／  
 いじめに関する研修の必要性は痛感しております。次年度からは年間行事計画に入れるなど、日時を早く決めたいと考えています。／  
 全日制とは異なり生徒同士の長期的なつながり、接触がないためいじめ事案が開校以来ない。そのため、毎年度は実施していない。

## 2 学校いじめ対策組織における役割分担

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	適切に機能している	適切に機能しない場合がある	適切に機能している	適切に機能しない場合がある	適切に機能している	適切に機能しない場合がある	適切に機能している	適切に機能しない場合がある
⑥ 教職員がいじめ(疑いも含む)発見時に、報告をする学校いじめ対策組織の窓口係を決めている	67	0	19	0	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
⑦ 学校いじめ対策組織で、適切に役割分担(事実確認のための聴き取り役など)ができる	64	3	18	1	95.5%	4.5%	94.7%	5.3%

### 適切に機能しない理由

同時に複数の生徒から聴き取りをしなければならない場合に、適切に聴き取りが出来る教員が足りないため。／今年度は教員に多くの欠員があり、人員不足から初動対応が遅れた。保護者対応も深夜に及ぶこともあり、適切に役割分担をしているが、機能しないときもあった。

### 3 いじめ対応等に係る記録の作成・保存

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
⑧ 学校いじめ対策組織の議事録を毎回作成・保存している	60	7	17	2	89.6%	10.4%	89.5%	10.5%

#### していない理由

適宜対応している為／事案でない職員研修的なものについては作成していない。／今年度、いじめに関する研修を受け、それ以降作成している／担当課の原案(方針)に修正が加わった場合にそのプロセスを記録している。／議事をとってはいるが、保護者対応や外部機関との連絡等でケース会議をすることが多く、授業等ですべての関係教員が揃わず、各自で打ち合わせをしメモ等で共有することもあった。／資料に話し合った件や決定事項についての記述をしている程度。来年度からは議事録を作成する。／初期の対策委員会の内容についてはメモ程度で状況を保存している／記録すべき内容があった場合、作成・保存している。／対象生徒や関係生徒の様子に変化がない場合は、状況確認をして会議を終えることもあった。

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
⑨ いじめの早期発見のために行う定期的なアンケート等を管理・保存している	66	1	16	3	98.5%	1.5%	84.2%	15.8%

#### していない理由

重要(必要)と思われるもののみ、当該学年が卒業するまで保管し、他は破棄している／いじめに特化したアンケートは実施していない。今後、実施を検討したい／長期休み明けに保健室から保健室やカウンセラーに伝えたいことをアンケートで実施。また、必要に応じて不定期で実施している。／全日制とは異なり生徒同士の長期的なつながり、接触がないためいじめ事案が開校以来ないため。

#### 保存期間

〔 県立:5年間 / 私立:1年、3年、5年、無期限、特に決めていない 〕

### 3 いじめ対応等に係る記録の作成・保存(続き)

		県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
		している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
⑩	いじめ対応のために使用する記録等のフォーマットがあり、効率的に記録・保存する工夫をしている	38	29	12	7	56.7%	43.3%	63.2%	36.8%

#### フォーマット例

いじめ重大事態報告書(県報告様式)に準ずる書式/聴き取り様式/アンケート(Microsoft Forms)/生徒への聞き取り内容の記録様式/会議録/いじめ解消確認表/面談にかかる報告用紙/その他事案に関するまとめ様式/校内グループウェアのメッセージ機能を利用 など

#### していない理由

適宜対応するため/時系列での記録を行なっているが、様々なケースに対応できるフォーマットを考える必要がある。/個々で聴き取り内容が異なるため。/生徒指導の聞き取り用紙を使用している/いじめ対策委員会等の内容を参加した教員が各自でメモを取るなどしている。/対応にあたるものがそれぞれメモ、記録したものをまとめ、複写したものを関係者で共有している/効率的に工夫を必要とする事案件数がないため。/児童生徒の実態が多様であるため、ケースに応じて作成している。また、個別の支援計画等を活用している。/現在作成のための準備中 など

		県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
		している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
⑪	いじめの指導・支援にあたった教職員の対応の記録について、学校いじめ対策組織で確認・保存をしている	60	4	13	6	93.8%	6.3%	68.4%	31.6%

#### していない理由

まとめて保管はしていない。適宜対応している。/関係職員の個々の保存のみに留まっているから/児童生徒の個人フォルダ内で保存している。/学校いじめ対策組織だけでなく、全教職員が情報を共有、確認している。/重大ないじめ案件でないため/各自で保存している。(今後、対策組織で保存する必要がある。) /全てを保存しているわけではない。/指導、支援にあたった教職員の対応の記録は、個人が記録を残しているが、必要とされる記録については生徒指導主任が確認・保存をしている。

### 4 その他いじめへの対応

		県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
		している	十分でない	している	十分でない	している	十分でない	している	十分でない
⑫	学校のいじめ対応について保護者に説明を行い、学校と家庭が連携して、児童生徒への支援にあっている	65	2	16	3	97.0%	3.0%	84.2%	15.8%

#### 十分でない理由

被害加害に関わらず、認知面で難しい実態の児童生徒もいるため学校で指導のみという場合もある。/双方の意見が食い違い保護者が協力的でない場合があるため

4 その他いじめへの対応(続き)

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない	している	していない	している	していない	している	していない
⑬ いじめの対応等で判断に迷う場合、学校設置者に相談している	57	10	16	3	85.1%	14.9%	84.2%	15.8%

していない理由

判断が難しい事案はなかったため／今までに迷ったことがなかった。今後迷った場合は相談させていただきたいと思います。／  
重大ないじめ案件が起きていないが、法人には相談できる。／  
判断を仰ぐような事案はいまのところ発生しておらず、重大事態を認知した場合などの報告にとどめている。 など

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	必要に応じ	している	必要に応じ	している	必要に応じ	している	必要に応じ
⑭ いじめに係る行為が解消していることを、被害児童生徒本人および保護者に必ず確認している	56	11	15	4	83.6%	16.4%	78.9%	21.1%

していない理由

定期的に様子を観察して、本人に確認している。／重くない事案は本人のみ確認している／いじめの状況に応じて対応している。／  
ケースによって保護者に伝えていないこともあるので、その場合は本人のみ確認を行っている。／本校は通信制であり毎日生徒は登校しないため／  
保護者等の生活実態や精神障害等の状況を見極め、必要に応じてコンタクトを取り、情報共有や確認を行っている。／毎回保護者にまで確認していない／  
被害生徒本人には確認しているが、保護者への確認は必要に応じて行っているため／3ヶ月間問題がなければ、いじめに係る行為が解消したものとするが、  
解消が確実でない場合は、引き続きの気配り心配りを行い見守っている。変化があった場合は、本人と面談や、保護者への連絡等対応している。／  
完全な解消としてしまうことはできないので、在籍中は見守りを継続し、声掛けや面談を必要に応じて行っている。／重大ないじめでないため。／  
どこかの時点で「解消」と定義できるケースが少ないため、定期的に保護者、本人と現実確認と報告を行っている／多様なケースを想定しているため。

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	していない (十分でない場合を含む)	している	していない (十分でない場合を含む)	している	していない (十分でない場合を含む)	している	していない (十分でない場合を含む)
⑮ いじめ対応にあたって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用している	60	7	12	7	89.6%	10.4%	63.2%	36.8%

していない・十分でない理由

対象となる生徒がSCにかかっている場合、意見を求めることはあるが、SCの時間的制約等もあるので、可能な範囲での連携に留まっている。／  
機会があれば活用していく／対応すべき生徒が重なる場合、時間的に十分でないことがある。／重大な事案では、SCに相談している／  
SC,SSW等の専門機関での指導事案がなかったから／専門家からの助言をうけているが、個々のケースで相談をした実績がない。／  
SCやSSW等の専門家の活用の必要性については、十分に承知しているが、本校では今のところ、活用しなければならないほどの事態は発生していない／  
過去に重大ないじめ案件が起きていないので、活用はしていないが、すぐに相談・活用できる環境にある。／  
校内で対応できている。そこまでの事案がない／SCが退職したため。／校内で対応できている／SCが登校される曜日が限定されているため。

5 前回アンケート追加確認

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	毎回	必要に応じ	毎回	必要に応じ	毎回	必要に応じ	毎回	必要に応じ
⑯ いじめの疑いもしくはいじめの発見時に学校いじめ対策組織の会議を開催し、いじめの認知の判断を行っている	65	2	14	5	97.0%	3.0%	73.7%	26.3%

開催できない場合の判断の方法

〔 担任、担当者間で情報共有し、管理職と相談の上、開催と対応を協議している。／いじめ行為として明白な判断する場合は必要なし。スピード優先。 〕

	県立(合計)		私立(合計)		県立(割合)		私立(割合)	
	している	必要に応じ	している	必要に応じ	している	必要に応じ	している	必要に応じ
⑰ 学校いじめ対策組織の会議開催時に併せて、該当する生徒の状況理解のためのアセスメントや、その後の支援の方向性等についてプランニングを行っている	67	0	12	7	100.0%	0.0%	63.2%	36.8%

6 学校におけるいじめに関する課題について、7 県や県教育委員会に支援を望むこと 別紙

## 6 学校におけるいじめに関する課題について(自由記述)

- いじめの認知の判断の難しさについて
  - ・ いじめと認知するかどうかの判断が難しいケースが増えている様に思われる。
  - ・ いじめととらえる視点の曖昧さによる早期発見の遅れ
  - ・ 生徒への聞き取りをするが生徒の認知がはっきりしないことが多く、判断が難しいことがある。
  - ・ いじめの多様化、また本人からの申し出が遅く学校が把握するのが遅れ、対応が後手に回るなど。
- 教員の意識等について
  - ・ 児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、被害側に立つ児童生徒をしっかり守り通すことを、職員に徹底していくための効果的な取組をどのように本校として確立していくか、課題と考えている
  - ・ 全校での確認、研修を行っているが、特別支援学校の実態も有り、「いじめはあり得る」という意識向上は十分ではない。
  - ・ 全職員の徹底した周知
  - ・ 先生によって判断が違ふときがあり、発見が遅れるケースがある。
  - ・ 全職員での職員研修を開催する
  - ・ 研修を重ねても、いじめの定義、主観主義のところ「言ったもん勝ち」という認識でネガティブにとらえる教員が存在する。また、生徒が「大ごとにしたくない」「報復が怖い」といって加害生徒への聞き取りに消極的な場面があると、その気持ちに寄り添いすぎて事実確認と指導に進むことができないケースがあり、いじめの認知から時間が経ってようやく聞き取りがおこなわれるということがあった。このような対応についても、ケース検討による研修をおこなっているが、出張・休暇で全員が揃わないこともあり、共通認識を形成し共有することが難しい。
- SNS 上のいじめへの対応について
  - ・ SNS のトラブルにおいて助けや、報告をしてきた生徒を特定されないようにすることと、その生徒を守るため出所を使用しにくい事が多い。
  - ・ SNS など見えない所でいじめの元となるトラブルが起こっていることが多く、表に出た時には大きくなってしまっていることがほとんど。原因などを読み解く際にかなり遡る必要があり、当該生徒の記憶等が曖昧になっている。また、様々なことが混同されていることも。早急な対応が必要であるが、対応が遅れることがあり、苦慮することがある。
  - ・ 表面化されにくい、SNS等によるいじめがある。また、生徒同士で陰口の言い合いが、うわさとしてクラスに拡がる傾向がある。大変若い生徒が多い。
  - ・ SNS 上でのいじめへの対応
  - ・ 生徒の発達段階がさまざまである中でスマホを使用したトラブルが見られる。発達段階に応じたスマホの使い方指導が課題である。
  - ・ オンラインでの出来事など、われわれの把握しにくい場所でもいじめが発生しうること。
- 教職員の体制や専門家の活用について
  - ・ 生徒との面談、保護者との連携も密に行なっている。支援、指導に多くの時間と教員が必要である。
  - ・ 課題を持つ生徒の数が年々増えていることから、SC や支援員等、教員と共に対応にあたる人材をもっと増やす必要がある。

- ・ いじめ対策委員の人数が多く、すべての案件に対して全員参加で協議することは、時間調整もあり実際難しいケースがあった。
  - ・ 特定の職員に負担が偏ってしまうこと
  - ・ 聴き取りの体制や時間と場所の確保
  - ・ 小規模校のため分担をしても負担が大きい。
  - ・ 本校はいじめの対応について、関係の先生方が朝の打ち合わせ前や放課後の深夜遅くまで、生徒や保護者対応・会議に真摯に向き合っている。
- いじめにつながる児童・生徒同士の対人関係の問題について
    - ・ お互いの言葉、状況、意図の理解が十分でなく、誤解が生じやすい。誤解を招きかねない言動に常に留意し、そのつど支援、指導を行っている。
    - ・ 人間関係のトラブルがいじめ案件となり、現場は対応に追われる。
    - ・ 人間関係のうまくいかなさからくるトラブルが増えている。いじめ防止に向けて、生徒のソーシャルスキルを身につける取り組みなども考えながら、生徒対応についての教員のスキルも向上していくことが課題である。
    - ・ いじめの感じ方が生徒間に違いがあり、気付かせるのが難しい。（「一方はいじめと思うが、他方はそう思っていない」や、「自分でしていることがいじめと気付かず、他人にされたことはいじめと言ってくる」など）
    - ・ いじめられたと訴えた生徒に対し、いじめたとされる生徒も相手に嫌悪感を感じたり、実際にいやがらせを受けている場合がある。（御互い様な部分）。
    - ・ 両被害両加害の場合の対応。お互い様なのだが、お互い様で終われないことが多い。
    - ・ 未然防止、早期発見を心掛けているが、課題のある生徒が多く、突発的な事象は防げていない。
- （以下、特に障害特性に関するもの）
- ・ 障害特性による、対人関係によるトラブルからいじめに繋がるケースが多い。
  - ・ 障害特性に起因することも多く、対応に苦慮することが多くなってきたため、いじめの認知が難しくなっている。
  - ・ 特別支援学校の児童生徒の中には、相手に対して適切な表現ができず、不適切な言動で表現する場合がある。障害特性として見過ごさず、いじめ認知の判断や対応について組織で検討できるように教職員の意識を高めていきたい。
  - ・ いじめ対応に関わらず特性のある生徒が多いため日々の対応に苦慮している
  - ・ 児童生徒の実態や障害特性に応じたいじめに関する指導の方法なし
- 被害側が指導を望まない等の場合の対応について
    - ・ 誰にもいわないで欲しいと生徒から言われたときの担任等の対応。
    - ・ 被害者が明るみにしてほしいと言った場合、加害者を指導することが困難である。
    - ・ 本人が加害生徒に対して、直接指導を望まないケースが多い。
  - いじめ加害者への指導について
    - ・ 加害者側にいじめにあたることへの認識、理解をさせることに苦労する。保護者対応をふくめて。
  - 保護者等への対応について
    - ・ 生徒・保護者とそれぞれの思いが異なる時の対応の難しさ
    - ・ 保護者もすぐに『いじめ』というワードを使い学校側への要求が過度になっていく。
    - ・ 加害生徒の保護者の理解・協力

- 記録について
  - ・ これまでは記録係がなく、議事録という形では管理できていなかったため、今年度の途中から運用している。この点も踏まえて、基本防止方針の見直しを進めたいと考えている。
  - ・ 記録の作成・保存については、組織としての保存、そして教員間での共有が重要であると感じている。
- その他
  - ・ アンケートで把握していない過去の出来事の報告が2年後にあった場合、生徒証言の事実確認が難しいケースがあった。
  - ・ 本校は、入院中の児童生徒である。児童生徒の悩みやトラブルは、学校だけでなく生活の場である病棟でも起こる可能性があるということ。病棟関係者の方と常時、連携をとっていく必要がある。
  - ・ (県立学校)他校生徒とのトラブルへの対応。特に私立高校。
  - ・ 早期発見に務めたいが、全てを把握できないところ
  - ・ いじめ解消後の被害生徒への支援
  - ・ いじめ基本法の在り方や見直し等を行ってほしい。被害(嫌な気持ちになった人)と加害(嫌な気持ちにさせた人)の見極めが難しく、しっかり見極める必要があると感じます。
  - ・ 現状では後手の対応となりがねないので来年度からは質問にあったような確認事項を会議等で行いたい。個人的には今年度いじめ研修に参加して学校としての現状では適切な対応ができないと思い、来年度教員の認識や対応の流れは絶対に会議等で行いたいと思っていた。この点検によって現状必要な事項を確認できて非常によかったと思う。ありがとうございました。
  - ・ 外部機関との連携
  - ・ 男子生徒はアンケート等で発覚しやすいが女子生徒は発覚しにくい。
  - ・ いじめアンケートを定期的に行っているが女子生徒内でのトラブルの発見が遅れる傾向にある。心理面での特性もある為、今後は試行錯誤していきたい。

## 7 県・県教育委員会に支援してほしいこと(自由記述)

- 学校の対応に関する相談・助言・指導等について
  - ・ 初期対応から気軽に相談できる窓口の設置。
  - ・ 重大事態対応時の主事、主査の派遣だけでなく日常的ないじめ対応専門員の派遣
  - ・ 対応について助言してもらえる弁護士を各校に配置するなどスクールロイヤー制度の整備(充実)をしてほしい。
  - ・ 相談ダイヤルのように、電話で相談できる窓口を設置して欲しい。本校は、夜間定時制なので、勤務時間の21:45まで対応可能であると幸いです。
  - ・ 対応にあたっての適切な助言や指導
  - ・ 事象の発生に際し、適切な指導・助言をいただきたい。
  - ・ 相談やアドバイスをいただくなど、これまでも支援いただいています。今後もよろしくお願いいたします。
  - ・ それぞれのケースや保護者対応など、相談にのって頂けると幸いです。SNSで確認したのですが、天理市は保護者対応部門を設置し、対応されているようです。滋賀県でもそのような部門を設置し、いじめ、保護者対応をしてもらえると助かります。

- ・ 重大事態発生時の来校指導
- ・ 私学でも相談に乗ってほしい
- その他困難なケースへの対応について
  - ・ 加害生徒側が弁護士をたてた時の対応。
  - ・ 保護者対応が困難なケースにおいて、相談支援をお願いしたい。
- 校内研修への協力、教職員向け研修の実施や生徒に対する授業への協力について
  - ・ 職員研修への講師派遣
  - ・ 教員向けの校内研修会や生徒向けの講演会の指導、助言、講師紹介
  - ・ 生徒に対しての講演会等の案内をいただきたい。
  - ・ 校内研修における講師の派遣。できる限り生々しい対応の事例や判断について共有できるとありがたいです。
  - ・ 毎年一回県からいじめについて研修会実施
  - ・ 教職員に対しての研修会(具体的な事案について)を開いていただきたい。
  - ・ 法令の趣旨は理解しているが、適切かどうか判断に迷うことが多いので、具体的な対応事例を教えてください。
  - ・ 教職員向け研修や、生徒への出前授業などの機会をいただけるとありがたいと感じます。
- SC・SSW 等について
  - ・ SC による生徒との面談、保護者や教員へのコンサルを、事案が起きた時に、あるいは未然に防ぐために、すぐに実施できると良い。
  - ・ SC が職員として常駐すれば、カウンセリング及び、いじめに対応しやすい。
  - ・ SSWの配置
  - ・ SCやSSW の要請や派遣がタイムリーにできるとありがたい。
  - ・ SC の派遣はもちろんのこと、外国籍生徒並びに保護者への対応を踏まえて通訳を迅速に派遣できるよう体制の整備をお願いしたい。
  - ・ 本校の SC が不在の場合、臨時・緊急の派遣ができる仕組みを構築してほしい。
- 教職員の体制について
  - ・ いじめの対応に時間を取られて、従来すべき業務にしわ寄せが出ています。各学校に専任を配置していただくなど考えていただけるとありがたく思います。
  - ・ 学校教員の充足と増員が必要。事が起こってからではなく起こる前の対応が必要。
  - ・ 県と現場の教員の間認識や温度感に差異を感じます。直接生徒に関わっている教員からの意見を尊重して対応いただくと幸いです。お互いに信頼関係を持ち取り組みたい。人手不足により機能しないことが多い。人手不足を現場の学校に任せっぱなしにしないでください。せめて定数の人員配置は必要です。1クラスに合理的配慮を必要とする生徒が10名程度在籍し、外国にルーツをもつ生徒や障がいのある生徒など多く在籍しています。総合学科であるため、授業展開も複雑です。環境整備が整っていない中、配慮の必要な生徒が入学し、結果配慮が行き届いていないことが多い。教員が疲弊しさらに人員不足です。「学びなおし」の学習にも労力がいり、授業秩序を整えないと、いじめ予防ができず悪循環になります。管理職の先生が人員補充をされるのも限界を感じています。どうぞ支援をよろしく願います。
- 記録等のフォーマット
  - ・ いじめ対策委員会議事録の、統一したフォーマットを作成していただきたい。
  - ・ 記録等のフォーマット様式があれば頂きたいです。

第1回協議会における委員の意見と対応

	意見要旨	実施済(第1回協議会后)	今後の対応
1	各学校における基本的な取組の徹底	令和6年8月30日に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知とともに、学校いじめ対策組織によるいじめ問題への取組の一層の強化が図られるよう通知を行った。(公立・私立)	今後は、各学校が自校におけるいじめ対策について再確認できるよう、高等学校等生徒指導連絡協議会等学校が集まる機会に意見交換の場を設ける。また、2以下の取組を進める。(県立・私立)
2	教職員の研修の実施	管理職等を対象としたいじめに関する研修会を実施し、実際に起こったいじめ事案を基にした事例検討等を行った。(資料3-2)(県立・私立)	このほか、高等学校等生徒指導連絡協議会において、県立学校・私立学校の生徒指導主任・校長を対象とした弁護士によるいじめの重大事態への対応に関する研修を実施予定。(県立・私立) 市町に対しても、市町教育委員会生徒指導担当者等連絡協議会等の会議の機会を通じて情報提供を行うとともに、市町教育委員会からの依頼に応じて県教育委員会職員が研修講師を務める等連携していく。(公立)
3	スクリーニング、アセスメントの仕組み、システムを整える	—	年3回の児童生徒へのいじめアンケート、アンケート後の個人面談を確実に行う。(公立) また、アセスメントの方法等いじめの早期発見に関する取組について全ての教職員が理解し適切に対応できるよう、教職員向けいじめ対応リーフレットを改訂する。(公立・私立)
4	第三者、スペシャリストの活用	—	次年度に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図る。学校だけでは対応が困難な事案に対して、引き続き、精神科医・弁護士・心理士等の専門家を派遣し支援を行う。(公立) また、いじめ重大事態等で私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、県が適切な支援を行っていく。(私立)
5	通報やA I など新しい仕組み、システムの活用	—	I C Tを活用したいじめの早期発見・対応に関する取組については、1人1台端末等を利用した心の健康観察の導入に向けた調査研究事業として、現在モデル構築を行っているところ。A I 等新しい技術を活用した取組については先行自治体の取組等について引き続き情報収集を行っていく。(資料3-3)(公立・私立)
6	あらゆる機関との連携	—	いじめ問題対策連絡協議会において各機関の取組について情報共有を行うとともに、取組への協力等一層の連携を図っていく。(公立・私立)

	意見要旨	実施済(第1回協議会后)	今後の対応
7	学校いじめ対策組織の再点検	資料2のとおり10月に学校に対しアンケート調査を実施	学校いじめ防止基本方針はもとより、法や重大事態の調査に関するガイドラインについて全教職員が理解するための確認が行われるよう、学校訪問や研修等を通じて、指導・助言していく。また、学校いじめ対策組織が有効に機能するよう、使用する記録等のフォーマットについて共有を図るなど学校を支援するとともに、記録の重要性については今後の研修等において意識の向上を図る。(公立・私立)
8	校則の見直しを含めた教職員の負担軽減	—	これまでから高等学校等生徒指導連絡協議会において弁護士等による校則の運用に関する研修を実施しており、来年度の高等学校等生徒指導連絡協議会の各ブロック協議会において、校則見直しに関する各学校の取組について協議を行う。(県立・私立)
9	県行政の感度、感性を高める	—	県私立学校担当課におけるいじめ対応に関する業務説明書を充実するとともに、新任職員に対し年度当初等に勉強会を実施するなど、業務に対する理解を深める。 また、引き続き、重大事態への対応等においては、県私立学校担当課が県教育委員会に対して助言・支援を適切に求め、県教育委員会と連携しながら対応していく。(私立)

日時：令和6年9月10日（火）13:30～16:30

場所：総合教育センター

参加校数（人数）：36校（42名）

うち私立学校10校（11名）

いじめの定義や学校いじめ防止基本方針の法的な位置づけ等、基本的な内容を確認するとともに、実際のいじめ事案を基にした事例検討により、生徒指導に必要な法的対応、組織対応等について研修を行った。

※ 本協議会第1回資料(学校におけるいじめ対応に関する調査結果)

についても情報共有を行った。



## 研修後アンケート結果(一部抜粋)

### 研修の内容で良かった点、次年度の研修で取り上げてほしい内容等

- ・実際に県内で起こった事例を用いての研修だったのが良かった。他の先生たちのさまざまな意見が聞けて良かった。
- ・具体的な事例についていろいろな視点で話げできた。法的な根拠についても確認できた。
- ・校内での担当になり、初めて受ける研修でしたが、大変有意義な研修だったように思いました。今回の研修や他校の情報も含めて、校内の方針や組織の見直しに活用したいと思います。
- ・事例検討をしながら、法律や学校の対応について、実践的に学ぶことができた。
- ・場面場面でどう行動するのか各校の意見を聞きながら確認できたのはよかった。
- ・いじめかどうかの判断が難しいケースを取り上げて、どういう判断を下したのか意見交換する場があってもよかった。
- ・『性被害、性加害』や『ネットトラブル』の問題などに関して、意識を高めたいと思っています。

## 1人1台端末等を利用した心の健康観察の導入に向けた調査研究事業

### ○概要

児童生徒に心身の状態を尋ねることや、悩みや不安に思うことがないか確認することが可能なICTツールを導入する。

(1) 児童生徒のメンタルヘルスの悪化や援助要請、学級の変容などを学校および教職員が把握する。(早期発見・早期対応)

(2) 問題が深刻化する前から教職員が緊密に連携しつつチームで積極的に支援するモデル構築を行う。(モデル構築)

### ㊦○事業進捗状況

県立学校4校および4市(栗東市、東近江市、草津市、彦根市)で実施  
令和7年度以降、県立学校、各市町小中学校での導入に向け、今年度は、本事業の効果・課題を検証し、導入モデルを示すことを目指す。

心の健康観察の生徒回答フォームのイメージ

1. 今日の気分はどうですか \* 

悪い       良い

2. 睡眠時間は自分にとって十分ですか \* 

1つだけ選択してください。

十分です

やや十分です

やや不十分です

不十分です

3. 食欲はありますか \* 

1つだけ選択してください。

ある

少しある

ない

## 第三者からの通報に関する民間サービス

会社名	サービス名	機能	導入都道府県
アディッシュ株式会社	スクールサイン	・専用Webページからいつでも匿名でいじめなどの目撃情報などを連絡でき、情報を学校・自治体(教育委員会)に提供	熊本県、大分県

## その他自治体の取組

・いじめSOS～いじめに関する外部通報窓口～(大阪市)

いじめを受けている児童生徒またはその保護者や、いじめに気付いた第三者(他の児童生徒や大人)が外部機関に電子メール・FAXで連絡・通報できる窓口を弁護士に委託して実施

26

## 他自治体におけるAIを活用した取組事例

- ・生成AIを用いた悩みチャット相談システム(東京都)※1校でモデル実証
- ・AIを活用したメンタルヘルスツール(大分県)※5校で試験導入
- ・こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究」  
教育・保健・福祉等のデータを分野を超えて連携させることにより、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組に関する調査研究  
(例)山口市「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」  
福祉・教育・臨床に関する各種データをデータベース上に連携し、AI予測支援システムによって「いじめ・不登校・発達障がい・問題行動」に関するリスク判定を行う。

11月は滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間です

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会からのメッセージ

いま、つらく苦しい思いを抱えているあなたへ

家族や友だち、担任の先生など、信頼できる人に、どうかあなたの気持ちを伝えてください。教頭先生や校長先生、保健室の先生やスクールカウンセラーもいます。面と向かって話しづらいときは、SNS や電話の相談窓口もあります。あなたの味方になってくれる大人は必ずいます。

わたしたち大人には、子どもたちみんなが安心して、健やかに成長できるようにしていく責任があります。あなたの話を真剣に受け止め、あなたへのいじめを止めるために、あなたが安心して過ごせるために、どうしたらいいか、一緒に考えさせてください。

あなたは決して一人ではありません。あなたからの相談を待っています。

保護者のみなさんへ

「眠れない」「食欲がない」「言葉遣いが乱暴になった」など、子どもの様子がおかしいなど感じたら、子どもが安心して話せる状況で、ゆっくり子どもの声に耳を傾けてみてください。

そして、早めに学校に相談してください。子どもにどんな声をかけたらいいかわからない。子どもの話を受け止めるのが辛い。そんなとき、保護者だけで抱える必要はありません。家庭と学校で共に子どもを守っていきましょう。対応が難しいと感じたら、教育委員会や、外部の窓口に相談することもできます。

学校の先生へ

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起きる可能性があります。子どもが発するサインに早期に気づき、深刻な状況に至らないようにすることが大切です。

いじめは、学校全体で組織として対応しなければなりません。決して一人で抱え込まないでください。

すべての子どもが安心して学校生活をおくれるように、子どもの声を大切にしましょう。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会会長 三日月 大造  
滋 賀 県 知 事

## いじめについての相談ができる人・窓口

○学校(担任の先生、保健室の先生、教頭先生、校長先生など)

学校の外で起きたいじめについても、まずは学校に相談してください。

○スクールカウンセラー

学校にいるところの専門家です。いつも学校にいる場合と、決まった日に学校に来る場合があるので、学校にいる日を確認して、相談の予約をしてください。

○24時間子供SOSダイヤル(24時間365日)

☎0120-0-78310(通話料無料)

専門の相談員に電話で相談できます。学校の名前や自分の名前を言わなくてもかまいません。

※ 朝9時～夜9時までは、ころんだいやるに電話がつながります。

○ころんだいやる(毎日朝9時～夜9時 ※12/29～1/3は休み)

☎077-524-2030(通話料がかかります)

子ども本人や保護者の悩みについて、専門の相談員に電話、対面で相談ができます(対面相談は事前の予約が必要です)。学校の名前や自分の名前を言わなくてもかまいません。

○ころこのサポートしがLINE相談(毎日夕方4時から夜10時)



ひだり にしげん  
左の二次元コードから  
ともだちとうろく  
友達登録すると相談ができます。

LINEで心理カウンセラーなど専門の相談員に相談できます。学校の名前や自分の名前を言わなくてもかまいません。

○こどもの人権SOSチャット(月～金曜日朝8時30分から夕方5時15分)



ひだり にしげん  
左の二次元コードからチャットにアクセスできます。  
[https://kodomochat.jinken.go.jp/  
browser\\_chat/jinken/users/sign\\_in](https://kodomochat.jinken.go.jp/browser_chat/jinken/users/sign_in)

インターネットのブラウザからチャットで相談できます。国の機関の職員(法務局の職員)や、こどもの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じます。「まわりでこんなことで困っている子がいるよ」といった相談でも大丈夫です。

# 滋賀県いじめ防止基本方針(概要) (平成29年9月改定)

## 改定の趣旨

### I 改定理由

本県では、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する運用や内容について定めた「滋賀県いじめ防止基本方針」(平成26年3月)を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進してきました。

今般、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定(平成29年3月)されたこと、さらに「滋賀県いじめ防止基本方針」の策定後3年が経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本県の課題に対応するため改定を行います。

(滋賀県いじめ防止基本方針)

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 (省略)

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国の基本方針の見直しがあった場合には、その状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### II 滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイント

#### 1 国の改定事項への対応

#### 2 県のいじめ防止等の対策の課題を踏まえた対応

- 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある
- インターネットによるいじめへの対応が十分でない
- 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない
- 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つである。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、安易に解消するものではないという認識のもと「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消」を目指す。
- いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒自身による主体的な活動が重要である。

#### (1) いじめの未然防止

- 児童生徒の自主的な活動による居心地のよい学級・学校づくりの推進
- 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心の育成

#### (2) いじめの早期発見

- 児童生徒の様子をしっかりと見守り、いじめを積極的に認知
- 児童生徒の状況をきめ細やかに把握
- いじめを訴えやすい体制や環境の整備

#### (3) いじめへの対処

- 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」での対処
  - 「いじめ解消」の2要件を明確化
- ・相当期間いじめ行為が止んでいる  
・本人、保護者に面談等で確認

#### (4) 関係機関や地域、家庭との連携

- 関係機関等との情報共有体制の構築
- PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けるなど、地域、家庭との連携

### 2 組織の設置

- 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会・・・いじめの防止等に関する機関および団体の連携を図るため、条例により設置
- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会・・・いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により設置
- 滋賀県いじめ再調査委員会・・・県立学校および私立学校における重大事態に関し、法第30条第2項および第31条第2項の規定に基づく再調査を行うため、知事の附属機関として、条例により設置

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために県が実施する施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- 児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動など児童生徒の主体的な活動の推進
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、いじめや差別を許さない学校づくり、体験活動の推進

#### (2) いじめの早期発見のための措置

- 県立学校に在籍する児童生徒に対するアンケート調査や教育相談の定期的な実施
- 児童生徒等からの24時間体制での電話相談
- 全ての公立小中学校、県立学校へのスクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実
- 全ての市町へスクールソーシャルワーカーを配置することによる相談体制の充実

#### (3) 関係機関等との連携等

- 警察官等の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進
- 国や市町の人権に関する相談機関との連絡調整や情報交換
- 地域学校協働本部や学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などの取組を通じて、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進

#### (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

- 教員の組織的対応力や危機管理能力、児童生徒を支援する力量の向上
- 公立小中学校での少人数学級編制や大規模校での養護教諭の複数配置、公立小中高等学校での生徒指導に専任的に取り組む教員の配置
- 学校だけでは解決が困難な事案について、外部専門家を派遣する取組の推進
- 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化などによる学校指導体制の整備

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進し、児童生徒や保護者に対するインターネット上のいじめの現状や危険性について啓発
- インターネット上のいじめが犯罪になり得る行為であることを理解させる取組を推進

#### (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

- いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析と結果の普及

#### (7) 啓発活動

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動、相談制度等についての広報
- 各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催や家庭教育支援活動の支援

#### (8) 県教育委員会によるいじめに対する措置

- 法第24条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じて、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を活用

#### (9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 県教育委員会と私立学校主管部局による平素からの情報交換と、市町教育委員会や学校法人との情報共有

#### (10) 学校評価

- 県立学校での学校評価において、いじめの対策を取り扱うに当たっては、未然防止や早期発見、組織的な対応等を適正に評価

#### (11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

- 子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組の推進

### 2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

- いじめの防止等の取組に対する支援
- 人権教育に対する支援
- いじめの防止等に関する情報提供等
- 私立学校主管部局の体制整備

### 3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 4 重大事態への対処

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に沿った適切な対応
- 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査  
重大事態の報告、調査の主体、調査を行うための組織、いじめを受けた児童生徒およびその保護者への情報提供等
  - 調査結果の報告を受けた知事による再調査  
滋賀県いじめ再調査委員会による再調査および再調査結果の提供
  - 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援  
市町教育委員会および学校に対する支援

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 施策の点検評価
- 基本方針の見直し
- 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表
- 財政上の措置等



# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

## 背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

### ○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

### ○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

### ○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

### ○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

### ○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

### ○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

（その他）

- ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

令和6年度「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」実施要綱

1 趣 旨

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であり、全ての子ども・若者が、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己を確立し、自立した個人として健やかに成長し、明るい未来を切り拓いていくことが期待されている。

政府においては令和5年4月にこども家庭庁の設置、こども基本法の施行等がなされたほか、同年12月には「こども大綱」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされている。

また、本県においても令和6年4月に子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築等も含め、子ども若者政策の一層の拡大を図っているところである。

しかしながら依然、社会生活を円滑に営む上で困難な環境におかれている子ども・若者の問題や、いじめの問題、さらには児童虐待により子どもが被害者となる事件など、子ども・若者に関して社会全体で取り組まなければならない問題が存在しており、近年では、家族の世話をしなければならないことにより子どもらしい生活を送れない、ヤングケアラーの問題も重要視されている。

本県では、これらの多様で複合的な問題の解決のため、行政、子ども・若者の育成支援に関わる諸団体等が専門の垣根を越えて連携協力すべく、平成29年4月に「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」を開設し、小学生から概ね39歳までの方やその家族、支援者、学校関係者等からの相談にワンストップで対応する体制を整備した。今後は「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」における支援の充実を図るとともに、地域住民の一人ひとりの取組・参加を促すことにより、子ども・若者を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要である。

一方、平成30年10月に、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するため「滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター」を開設した。今後も、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進するため、ひとり親家庭等と市町や様々な支援機関との連携を図ることが重要である。

このため、本年11月を「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期 間

令和6年11月1日（金）から30日（土）までの1か月間

3 実施体制

(1) 主 唱

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県青少年育成県民会議

(2) 参 加

市町、市町教育委員会、青少年育成市町民会議、青少年関係諸団体

4 月間統一スローガン

“たくましく 伸びよう 伸ばそう 湖国の子”

## 5 重点取組事項

### (1) 豊かな心をはぐくむ家庭づくり運動の推進

- ① 子ども・若者の健全な人格形成にとって、家庭はもっとも基礎的な役割を果たすものであり、家族が何でも自由に話し合え、親子が愛情と信頼の絆で結ばれた明るい家庭づくりが大切である。このため、家庭は幸せな人間生活の基盤であり、明日への活力を生み出す安らぎと人づくりの場であることを再認識し、家族の絆を強める運動を展開し、一層の啓発と充実に努める。
- ② 保護者が家庭の重要性を再認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて知ることができ、さらに、親としての学びや経験を通じ、家庭教育について理解を深めることができるように情報を提供するとともに、広報啓発活動の充実に努める。
- ③ 親子の相談指導等を行う地域活動の振興を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりを促進し、子育てサークルや学校、関係機関等も含めて地域社会が一体となり、人とのふれあいを大切にし、学びや気づきを通して、社会全体で子育てを支えあう環境づくりに努める。

### (2) 子どもを犯罪や非行等から守るための取組の推進

児童買春、児童ポルノの製造等による子どもの性被害防止に係る対策、通学路等における子どもの安全確保の取組、いじめの未然防止と早期対応、校内暴力等への対応についてなど、関係機関や地域が一体となった子どもを守る活動を推進する。また、全国的に非行少年が増加傾向に転じている中、本県においても令和5年に刑法犯で検挙補導された少年数が令和4年に引き続き増加しており、万引き、自転車・オートバイ盗といった初発型非行も増加している。さらに、大麻の乱用による検挙も依然として後を絶たず、いわゆる「闇バイト」として安易に犯罪に加担してしまうことが社会問題になっているほか、深夜はいかいや喫煙といった不良行為少年も増加しているなど、少年を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、これらの未然防止対策を推進し、少年非行を抑制する。

#### ア 子どもの性被害防止

- ① 令和4年5月に改訂された「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（子供の性被害防止プラン）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害の予防・拡大防止、被害児童の早期発見・保護・支援等の取組を推進する。
- ② 子ども・若者が児童買春、児童ポルノの製造等の被害者になることのないように、学校や関係機関が連携し、児童や保護者を始めとする社会全体に対する性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的に広報・啓発を推進する。

#### イ 子どもの安全確保の取組

- ① 「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）も踏まえ、学校、警察、自治体等の関係機関や子ども・若者育成に携わる各種団体等が連携し、日常の子ども・若者育成に関する取組の中で、地域が一体となって登下校時における総合的な防犯対策を強化するなど、子どもの安全確保の活動にも積極的に参加・協力できるよう取組を推進する。
- ② 遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、子どもの周辺にある各種の機器について安全点検を行い、適切な保守に努めるとともに、管理責任者や関係業界等と連携して未然防止に努める。
- ③ 子どもの安全が脅かされる交通死傷事故が発生していることに対し、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年6月18日 昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）による「未就学児を中心に子供が日常的に

集団で移動する経路の安全確保」に関する施策及び交通安全教育、安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動とも連携して、子どもの安全確保のための対策を推進する。

#### **ウ いじめの未然防止と早期対応**

- ① 学校は日頃から児童生徒の状況を把握し、いじめの兆候を見逃すことなく、迅速かつ適切な対応を行う。また、学校と教育委員会は「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）や県・市町の「いじめ防止基本方針」、各学校の「いじめ防止基本方針」等を基に、国、県・市町、学校、地域住民、家庭その他の関係機関・団体の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、なお一層の取組を行うとともに、いじめ防止のための気運を醸成する。
- ② 学校および各種相談機関において、いじめについて安心して相談できる環境を整備し、子どもに向けて、大人にいつでも相談するよう呼び掛けるとともに、相談事案に応じて関係機関が連携した迅速な対応が取れる仕組みの整備を推進する。
- ③ 保護者、PTAを始め、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などを育むための体験活動等の充実を図る。

#### **エ 地域、学校、関係機関の連携および見守り、相談体制の充実、強化**

- ① 人間関係に悩み、苦しんでいる地域の子どもたちを周囲の大人が見守り、その育ちを支えることができるよう、様々な大人が関わり子どもを見守る体制を構築し、学校や警察を始めとする関係機関等の連携強化を図る。
- ② 子どもたちが抱える様々な不安や悩みを躊躇することなく地域や学校、各相談窓口等に相談できるよう、子どもたちが発信するSOSをいち早く受け止めることができる体制の強化や様々な相談窓口の周知を図る。

#### **オ 有害環境の浄化活動の推進**

- ① インターネットは多くの有益な情報が提供され、便利に活用できるという面がある一方、心身が未発達な子どもの健全な育成に有害となる情報もあり、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネットを利用したいじめや犯罪グループに加担させられて抜け出せなくなる等、様々なトラブルに巻き込まれるケースが発生している。インターネット上の有害情報や問題行動について現状を把握し、子どもたちが安全に、安心してインターネットを利用できる環境づくりを推進するため、青少年育成関係者、関係事業者等が連携した上、「フィルタリングの利用促進」「家庭における利用ルールづくり」「保護者等のインターネットリテラシーの向上および確実な管理・監督」を3本柱に県民への啓発活動を実施し、浸透を図る。また、インターネットの利用に絡む危険性について、子どもや保護者の間での理解が深まるよう、情報モラル教育の充実や啓発活動を推進する。
- ② 図書やDVD等の販売店・レンタル店等の図書等取扱事業者に対して、立入り調査等を実施し、有害図書等の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、子どもへ販売、貸付けをしないこと等、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づいた指導を徹底するとともに、有害環境の浄化活動への協力促進を図る。

また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対しては、子どもの深夜の立入制限規定の遵守を求めるとともに、深夜営業店に対しては、深夜に店舗内および敷地内にいる子どもへの声かけ、帰宅を促す店内放送、店内掲示等の方法により、子どもの深夜はいかいを防止する取組への協力を要請する。

酒類やたばこを入手できない環境の整備を図るため、小売店における身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取組を推進する。

- ③ 近年、若年層による大麻乱用拡大が憂慮されることから、学校等における薬物乱用防止教室の実施、関連ポスターの掲示や街頭啓発活動、子どもを見守る保護者や地域ボランティア等に対する薬物の危険性・有害性に関する知識の普及を推進し、子どもの規範意識の醸成、環境浄化に向けた基盤強化を図る。

子ども・若者による万引き等初発型非行に関しては、関係機関や事業者が連携し、被害を未然に防止するための環境づくりや再発防止に向けた迅速で的確な対応を図る。

飲酒喫煙は健康だけでなく、子どもの規範意識・生活にも悪影響を与えるものであるため、関係事業者と連携した防止取組の検討および、家庭や地域社会と一体となった防止啓発等の取組を推進する。

### (3) 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が改正され、令和6年6月26日に公布された。当該法改正を踏まえ、貧困により、子どもが適切な養育および教育ならびに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の子どもがその権利利益を害されおよび社会から孤立することのないようにするため、こども大綱（令和5年12月22日）に掲げる施策を、国および県の関係機関相互の連携のもとに推進する。

### (4) 児童虐待防止の総合的な支援

- ① 児童虐待については、児童相談所における相談対応件数が年々増加しており、多数の重篤な事例が発生するなど深刻な状況となっている。こうした現状に対処するため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）、などの対策が示されたほか、令和4年6月に成立した童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月から施行された。これらに基づき、親権者等による体罰の禁止の啓発や関係機関間の連携強化等を実施するとともに、本月間「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」（主唱：こども家庭庁）と時期を一にすることから、体罰等によらない子育ての推進や児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知を行い、県民一人ひとりがこの問題への理解を深め、虐待の未然防止や早期発見につながる機運が社会全体で広がるよう、取組を強化する。

- ② 県、市町、関係機関および県民は相互に連携し、未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして、親子関係の再構築や子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行う。

### (5) 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、子どもの生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努める。

- ① 子どもが生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月31日食育推進会議決定）に基づき、子どもやその保護者の食に対する関心と理解が深まるよう食育を推進する。また、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながるよう、家族や友人等と家庭や地域において一緒に食卓を囲む「共食」の推進に努める。

- ② スマートフォンを始めとするインターネット接続機器等との過剰な接触時間を見直し、家族との直接的コミュニケーション時間を増やすほか、インターネット利用に関する親子間でのルールづくりや地域における「早寝・早起き・朝ごはん」の取組など子どもが家庭等で日々の生活習慣を見直す取組を推進する。
- ③ 新たに策定された「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）も踏まえ、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進するほか、保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

## (6) 子ども・若者の社会的自立支援の促進

- ① 教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係等の専門機関において、関係機関相互の連携により、支援を必要とする子ども・若者に対して個々の状況に応じた個別的・継続的な相談・支援を効果的に行うとともに、その特性を生かした就学・就労等に結びつけることができるよう、地域における子ども・若者支援の体制作り等の取組を推進する。  
同時に、若年層の自殺、いじめ・不登校やヤングケアラーの問題等子ども若者を取り巻く問題が複雑化する今日において、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成29年4月に設置した、「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」における支援の充実を一層図るとともに、市町等、より身近な地域において、様々な相談に応じる子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の整備や、様々な困難を有する子ども・若者への支援に係る関係機関相互の連携の場である子ども・若者支援地域協議会等の設置を進める。
- ② 子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、伝統文化体験・自然体験・社会奉仕体験など、地域での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、子ども・若者および地域住民の参加の促進を図る。また、企業においては、仕事を持つ親がその子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、地域活動への参加を積極的に評価し、その促進に向けて配慮する。
- ③ キャリア教育、職業教育の推進に係る学校、企業、関係行政機関等の連携強化および社会全体の共通理解の確立・促進を図る。
- ④ 子ども・若者が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚を育むため、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

## 6 実施事項

主唱団体は、月間中に青少年健全育成に対する意識が広く県民の間で醸成されるよう、参加団体に対し次に掲げる活動等の積極的な展開を要請する。

なお、活動の展開に当たっては、青少年育成県民運動の中核を担う青少年育成県民会議等のネットワークを活用し、青少年の参加と協力を得ることについて特に配慮しつつ、広く家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が連携した取組が活発に展開されるよう十分な連絡調整に努める。

### (1) 広報啓発活動

- ① ポスター、リーフレット、啓発物品等の作成・配布
- ② 広報誌（紙）、インターネット・ホームページへの掲載
- ③ 懸垂幕、横断幕、電光掲示板等の掲出

④ 街頭キャンペーン活動の実施

**(2) 各種行事等の開催**

- ① 青少年育成県民大会・市町民大会の開催
- ② 研修会、講習会の開催
- ③ 青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施
- ④ ボランティア活動等、子ども・若者の社会体験の場の提供

**(3) 顕彰等の実施**

- ① 社会貢献活動を行った青少年、子ども・若者育成支援に貢献し顕著な功績のあった個人・団体等に対する表彰
- ② 絵画・ポスター、作文、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰および作品集の発行、展示